

# 農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン参加事業者募集要項

## 1 事業の趣旨

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の飲食店やホテル等の利用率が低迷することで、市内産農林水産物の消費についても影響が長期化しています。

このことから、令和2・3年度に引き続き、市内産農林水産物を使用したメニュー等を提供している飲食店等で利用できるクーポンを発行する「農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン」の第3弾を実施することで、市内産農林水産物の消費拡大を図るとともに、飲食店やホテル等の利用を促進し、地域経済の活性化を図るものです。

## 2 農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーンの概要

- (1) クーポン名 「農林水産物をもっと！楽しモークーポン」
- (2) 対象者 平成16年4月1日以前に生まれた富山市民
- (3) クーポン発行内容 15,000冊【1冊あたり6,000円分(500円割引クーポン×12枚)】
- (4) 利用者募集期間 令和4年8月8日(月)～令和4年9月9日(金)
- (5) クーポン利用期間 令和4年10月1日(土)～令和4年12月11日(日)
- (6) 利用要件 **【条件①】** 認定メニュー(下記3(1)①のとおり設定されたメニュー)を1,000円以上注文すること(同一メニューの重複可)  
**【条件②】** 認定メニューに含まれる富山市内産農林水産物等(富山県内産米、食用肉及び富山市内産酒類を含む)を3品目以上飲食すること(同一品目の重複可)  
⇒条件①、②の両方を満たした場合に、最大で支払い金額の半額まで利用可能
- (7) 対象飲食店等 この要項の定めにより登録を完了した市内飲食店等

## 3 対象飲食店等の参加条件及び申込方法

- (1) 参加要件 富山市内に所在する飲食店または宿泊施設で、次の全ての要件を満たすこと。
  - ① 富山市内産農林水産物(とやま市漁協等で水揚げされた魚介類、富山市産野菜・果物等)、富山県内産米もしくは富山県内産食用肉を1品目以上、使用した500円以上のメニュー(テイクアウト商品、デリバリー商品も可)を、キャンペーンの「認定メニュー」として設定し、提供すること。  
または富山市で醸造された500円以上の酒類を、キャンペーンの「認定メニュー」として設定し、提供すること。
  - ② 「認定メニュー一覧」を事務局に提出し、富山市内産食材等を使用している旨を明示すること。
  - ③ 食品衛生法第55条の規定による飲食店営業の許可など、当該事業を運営する上で必要な許可を得ていること。
  - ④ 富山市暴力団排除条例(平成24年3月26日富山市条例第13号)を遵守すること。
  - ⑤ 公序良俗に反しないこと。
  - ⑥ 新型コロナウイルスの感染症対策が十分に講じられる飲食店等であること。
- (2) 申込期間 令和4年7月20日(水)から令和4年12月2日(金)まで  
※9月9日(金)までに申し込まれた飲食店等は、審査の上、クーポンと併せて当選

者に送付する「クーポン取扱店舗一覧」に掲載します。なお、9月9日(金)以降も  
随時申込の受付を行い、キャンペーン特設ホームページ上に随時掲載します。

- (3) 申込方法      クーポン取扱店として登録を希望する方は、この「募集要項」に同意の上、別添の「取扱事業者登録申込書兼誓約書」・「認定メニュー 一覧」に必要事項を記入し、郵送または持参によりお申込みください。（※郵送の場合、消印有効）

**【提出先】**

〒930-0094 富山市安住町2番14号

「農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン」事務局（北日本新聞開発センター内）

**4 クーポン取扱厳守事項**

- (1) クーポンは、富山市内産農林水産物等（富山県内産米、富山県内産食用肉及び富山市内産酒類を含む）を3品目以上（同一品目の重複可）飲食し、かつ、認定メニューを1,000円以上注文（同一メニューの重複可）した際の支払い時に、支払総額の最大半額まで利用可能です。
- (2) 宿泊施設の場合は、食事料金のみ対象であり、宿泊料金は対象外となります。
- (3) デリバリー商品は商品代金のみ対象であり、配送料は対象外となります。
- (4) 2(5)に示す利用期間内において、クーポンを持参し、クーポン利用条件を満たした方に対し、支払総額の最大半額をクーポンによる支払いとして受け付けてください。
- (5) 利用期間外にクーポンは受け付けてください。
- (6) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造等に対して、発行者は責任を負いません。通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等のクーポンの受け取りは、取扱事業者の責任となりますので十分注意してください。
- (7) クーポンの交換、譲渡及び売買を行うことはできません。

**5 取扱事業者の責務等**

- (1) 認定メニューをクーポン利用者が認識できるよう、お品書き等にその旨をわかりやすく明示してください。（例：「認定メニュー 一覧」を店内に掲示する、どのメニューに何品目の富山市内産農林水産物等が含まれているかを記号等で見える化する等）
- (2) 「認定メニュー 一覧」を事務局に提出し、どのメニューに、どのような認定メニューの要件を満たす食材が、何品目含まれ、価格がいくらなのかを明示してください。
- (3) クーポンの利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、キャンペーンの趣旨に反する行為を行わないでください。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた安全体制、衛生管理体制を確保してください。
- (5) クーポンに番号が記載されていない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、「農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン」事務局（TEL.076-411-5576）に報告してください。
- (6) クーポンを受け取った場合は、再流出を防止するため、クーポン裏面の取扱店舗欄に利用日・住所・店舗名を記載（インク（ボールペン等）記入又はゴム印）し、既に記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- (7) 農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーンの周知等、事業の運営に御協力ください。

## 6 取扱店の取消し

募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の認定取消し、損害金が発生した際は当該金額を請求する場合があります。

## 7 精算請求手続き

- (1) 使用済みのクーポンは、裏面の取扱店欄に利用年月日・住所・店舗名を記載（インク（ボールペン等）記入又はゴム印）してください。記載がない場合には、精算に応じられませんので、必ず明記してください。
- (2) 精算請求手続きの際には、以下のものを事務局まで郵送（宅配便を含む）または持参してください。
  - ①クーポン精算請求書
  - ②使用済みクーポン（裏面に利用年月日・住所・店舗名を記載し、枚数を確認）  
※使用済みクーポンは、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで1枚ずつ離れた状態で提出してください。  
また、事務局への郵送等の場合の送料はご負担ください。
- (3) 精算請求書は随時受け付けます。クーポン精算請求書及びクーポンが事務局に到着後、約2週間程度でお振込いたします。
- (4) 精算請求期間は、令和4年12月19日(月)まで（事務局必着）となります。精算請求期限を過ぎても精算には一切応じられませんので、ご注意ください。

### ○お問い合わせ

「農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン」事務局  
(北日本新聞開発センター内)

〒930-0094 富山市安住町2番14号

Tel. 076-411-5576